「自立支援」を基本理念とする 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた 市町村の役割

~「桑名市地域包括ケア計画」を例として~ - 北勢5市議会合同研修会-



桑名ブランドキャッチフレーズロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではのたくさんの"本物"を見つけ出し、 磨き上げ、より素晴らしいものにしていく力を「本物力」と名付けました。 木曽三川が流れ込む桑名を 桑名城の形状であった扇の要と見立てたイメージ等を桑名のイニシャルである 「K」のマークで表現しました。

平成28年8月8日 日本年金機構本部年金給付部長 (元桑名市副市長(特命)) 田 中 謙 一

「桑名」を紹介します



「桑名市地域包括ケア計画」に込められた思い

- ○「桑名市地域包括ケア計画」は、
 - ① 介護保険の被保険者である高齢者及びその家族
 - ② 介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所のほか、
 - ① 介護保険の保険者である桑名市の職員
 - ② その委託を受けて事業を運営する準公的機関である 桑名市地域包括支援センターの職員
 - ③ 地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会の職員も含め、基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける 「規範的統合」を推進するための重要なツール。



- 〇 「桑名市地域包括ケア計画」については、
 - 「地域包括ケアシステム」の構築に関する「テキストブック」となるよう、
 - ① 厚生労働省が全国に提示した基本的な枠組みの趣旨及び内容
 - ② 桑名市が地域の実情に応じて展開する具体的な取組みの趣旨及び内容
 - ③ 政策の根拠となるデータ及び文書 等を総合的に記載。

地域に出向くことを心掛けました

(平成25年8月~平成27年3月)

(単位:件)

	聴講•視察	講演•対話	合計
市内	129	146	275
市外	62	16	78
合計	191	162	353

期間限定で集中的に取り組みました

(平成25年4月~平成27年3月)

平成25年 4月	桑名市副市長(特命)就任	
平成25年12月	「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」の制定 「地域包括ケアシステム」に関する桑名市ホームページの開設	
平成26年 1月	「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催 平成25年度「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の実施	
平成26年 4月	桑名市保健福祉部の組織再編	
平成26年 6月	通所介護に係る指定居宅介護サービス事業者の指定に関する協議の申入れ	
平成26年 7月	「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の 把握のための調査~『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて~」報告書の公表	
平成26年 8月	平成26年度「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の実施	
平成26年10月	「地域生活応援会議」の開催	
平成27年 3月	「桑名市地域包括ケア計画(平成27~29年度)~『全員参加型』で 『2025年問題』を乗り越えるための『地域支え合い体制づくり』~」の公表 桑名市副市長(特命)退任	
平成27年 4月	桑名市保健福祉部の組織再編 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始 「在宅医療・介護連携推進事業」の開始 「生活支援体制整備事業」の開始 「認知症施策推進事業」の開始	

皆さんにお伝えしたいこと(1)

- 〇「地域包括ケアシステム」の構築は、一大改革です。
 - 一 「地域包括ケアシステム」の構築は、未曾有の少子高齢社会を 乗り越えるために成し遂げなければならない改革です。
 - 一 「地域包括ケアシステム」の構築は、「地方分権の試金石」と称された 介護保険制度の創設に匹敵する困難な改革です。
- 「地域包括ケアシステム」の構築は、 介護保険制度の基本理念である「自立支援」に 立ち返ってそれを忠実に実現しようとするビジョンです。
 - 一 「地域包括ケアシステム」の構築は、住み慣れた環境で生き生きと 暮らし続けて幸福な人生の最期を迎えられるようにする地域づくりです。
- 「地域包括ケアシステム」の構築は、 「全員参加型」の「地域支え合い体制づくり」です。
 - 一「地域包括ケアシステム」の構築は、地域住民が相互に連携して 活動を展開するネットワークづくりです。

皆さんにお伝えしたいこと(2)



- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて 市町村に期待される役割は、地域住民が相互に 連携して活動を展開するネットワークを醸成する 「地域マネジメント」です。
- この場合においては、基本的な方針を提示して その共有を働き掛ける「規範的統合」が重要です。
- その一環として、問題意識を共有した上で、 フットワークを生かして地域住民と対話し、 現場と政策との「架け橋」となるよう、期待します。

I 「地域包括ケアシステム」とは

Ⅱ「地域包括ケアシステム」の基本理念

- 1 施設機能の地域展開
- 2 多職種協働によるケアマネジメントの充実
- 3 身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出
- Ⅲ「地域包括ケアシステム」の構築に向けた 市町村の役割

I 「地域包括ケアシステム」とは

「地域包括ケアシステム」とは

「全員参加型」で

「2025年問題」を乗り越えるための「地域支え合い体制づくり」

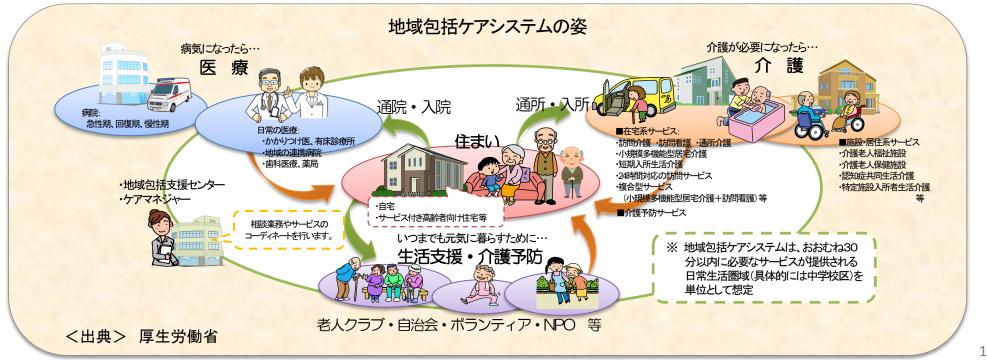
(注) 平成37年(2025年)には、「団塊の世代」が75歳以上に到達。



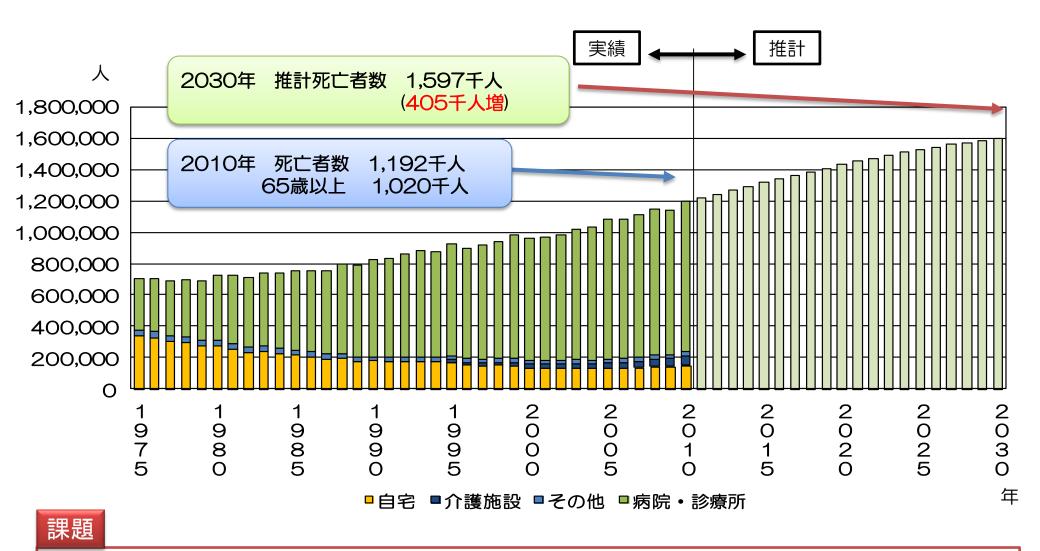
<出典>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年



死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



2030年までに約40万人死亡者数が増加すると見込まれるが、看取り先の確保が困難

【資料】

※介護施設は老健、老人ホーム

「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

20世紀=短命社会 『病院の世紀』



21世紀=長寿社会 『地域包括ケアの世紀』

生活環境の変化に強い 青壮年期の患者を対象に 疾病を治癒して社会復帰を目指す 「治す医療」

「病院完結型医療」

(=病院単独で提供される医療)

長期入院

(病院の中で管理された人生の最期)

施設に収容する福祉

豊富な若年労働力 家族と同居する高齢者

専門職依存型のサービス提供

"支え手"と"受け手"との分離・固定化 (地域コミュニティの衰退)

生活環境の変化に弱い 老年期の患者を対象に 疾病と共存して生活の質の維持・向上を目指す 「治し・支える医療」

「地域完結型医療」

(=病院を含む地域全体で提供される医療)

"ときどき入院・ほぼ在宅" (自分らしい生活の中での幸福な人生の最期)

地域に展開する介護

希少な若年労働力 独り暮らしの高齢者

地域住民参加型のサービス提供

"地域支え合い体制づくり" (地域コミュニティの再生)

【参考】「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版一」 (平成21年3月三重県) - 抄-

環境変化に鈍感で、ゆでガエルにならないように



~ 三重県の医療・ケアの在り方は、三重県で考え、そして、 行動を起こすこと。

それが、超高齢社会でも住みやすい"三重県"を作ります。 国は、"制度・仕組み"しか作れないのです。

Ⅱ「地域包括ケアシステム」の基本理念

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念



高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条

セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上



介護予防に資する サービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅生活の限界点を 高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

在宅サービス

施設サービス



身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出



『介護予防·日常生活支援 総合事業』 『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実



『地域ケア会議』 『在宅医療・介護 連携推進事業』 『認知症施策推進事業』



施設機能の地域展開



『従来の在宅サービスと 異なる内容の 新しい在宅サービス』



【参考】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」

「清潔を保持したい」



「通所介護で 入浴する」



いつまでも 独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」

「左片麻痺によるバランス不安定で 浴槽をまたげない」



「通所介護で足を 持ち上げる動作を指導して 浴槽をまたげるようにする」



独りで 入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

「地域支援事業」

- 〇 社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、 平成27年4月より、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が実現。
- これは、地域の実情に応じた市町村の裁量で地域づくりに取り組む事業について、 国及び都道府県による定率の公費負担を恒久的な制度として確保した点で、画期的。
- そのような「チャンス」を最大限に生かせるかどうかについては、 市町村の「やる気」が問われるところ。



- 桑名市では、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が 地域住民に還元されるよう、平成27年4月以降、順次、次に掲げる事業を実施。
 - ① 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
 - ② 「在宅医療・介護連携推進事業」
 - ③ 「生活支援体制整備事業」
 - ④ 「認知症施策推進事業」
- 〇 その体制を整備する一環として、平成27年度より、 地域包括支援センターの機能を強化。

新しい地域支援事業の全体像

く見直し後> <現行> 介護保険制度 【財源構成】 介護給付 介護給付 (要介護1~5) (要介護1~5) 国 25% 現行と同様 都道府県 12.5% 訪問看護、福祉用具等 介護予防給付(要支援1~2) 市町村 介護予防給付 12.5% 事業に移行 (要支援1~2) 訪問介護、通所介護 11号保険料 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 21% (要支援1~2、それ以外の者) 全市町村で 2号保険料 介護予防事業 実施 〇 介護予防・生活支援サービス事業 29% 又は介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス ※27年度 〇二次予防事業 通所型サービス 多 以降は、1 〇一次予防事業 ・生活支援サービス(配食等) 様 号保険料 介護予防・日常生活支援総合事業の場合 介護予防支援事業(ケアマネジメント) !22%、2号 は、上記の他、生活支援サービスを含む 保険料が 一般介護予防事業 要支援者向け事業、介護予防支援事業。 地 !28%に変更 域支援事業 地 【財源構成】 包括的支援事業 包括的支援事業 域支 国 39.5% 〇地域包括支援センターの運営 都道府県 〇 地域包括支援センターの運営 後事 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 19.75% (左記に加え、地域ケア会議の充実) 市町村 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援 ○ 在宅医療・介護連携の推進 19.75% ○ 認知症施策の推進 ¦1号保険料 充• (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等 21% 実 ○生活支援サービスの体制整備 ※27年度 (コーディネーターの配置、協議体の設置等) 以降は、国 ·39%、都道 任意事業 任意事業 府県19.5% 〇 介護給付費適正化事業 〇 介護給付費適正化事業 市町村 〇 家族介護支援事業 〇 家族介護支援事業 !19.5%、1号!

〇その他の事業

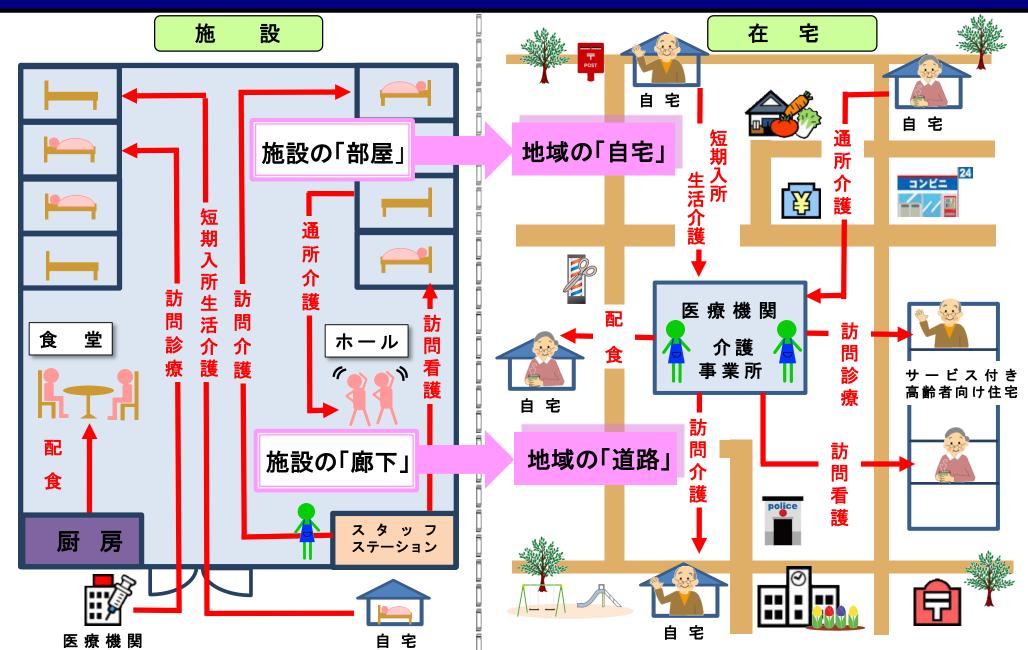
○その他の事業

!保険料22%!

o

1 施設機能の地域展開

施設機能の地域展開 ~施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」~(1)



【参考1】「小規模多機能型居宅介護」

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



- 外部の視点の評価による地域に 開かれたサービス
- 〇 サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心 利用 様態や希望により、

「泊まり」

《利用者》

- ○1事業所の登録定員は 25名以下
- ○「通い」の利用定員は 登録定員の2分の1 ~15名の範囲内
- ○「泊まり」の利用定員は 通いの利用定員の 3分の1~9名の範囲内

《人員配置》

○介護·看護職員

日中:通いの利用者 3人に1人

+訪問対応1人

夜間:泊まりと訪問対応で2人(1人は宿直可)

○介護支援専門員1人

《設 備》

- 〇居間及び食堂は機能 を十分に発揮しうる適 当な広さ
- ○泊まりは4.5畳程度で プライバシーが確保で きるしつらえ

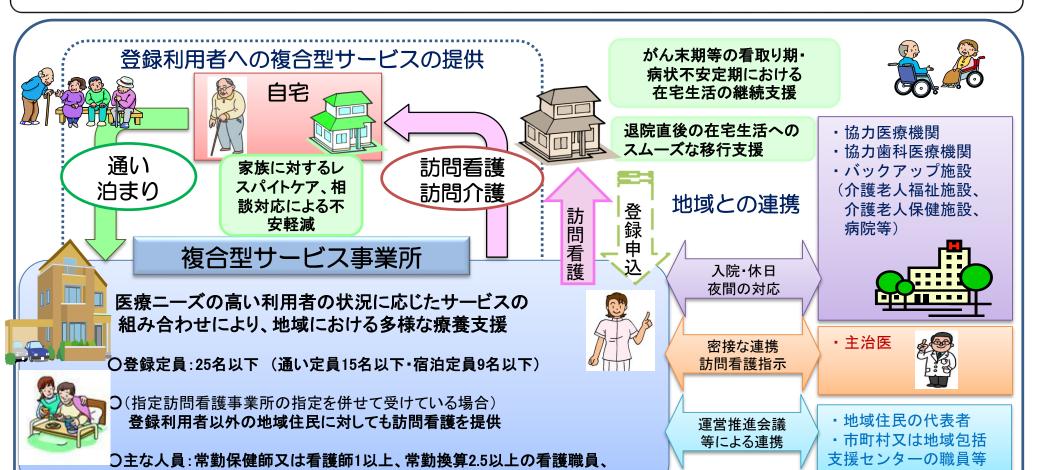
○要介護度別の月単位の定額報酬

〈出典〉 厚生労働省

【参考2】「複合型サービス」

- 複合型サービスでは、主治医と事業所の密接な連携のもとで、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。
 - ※ 医療ニーズへの対応が必要で小規模多機能型居宅介護事業所では登録に至らなかった利用者が、複合型サービス事業所では登録できる。
- 事業所のケアマネが「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。
- 地域の協力医療機関等との連携により、急変時・休日夜間等も対応可能な体制を構築できる。

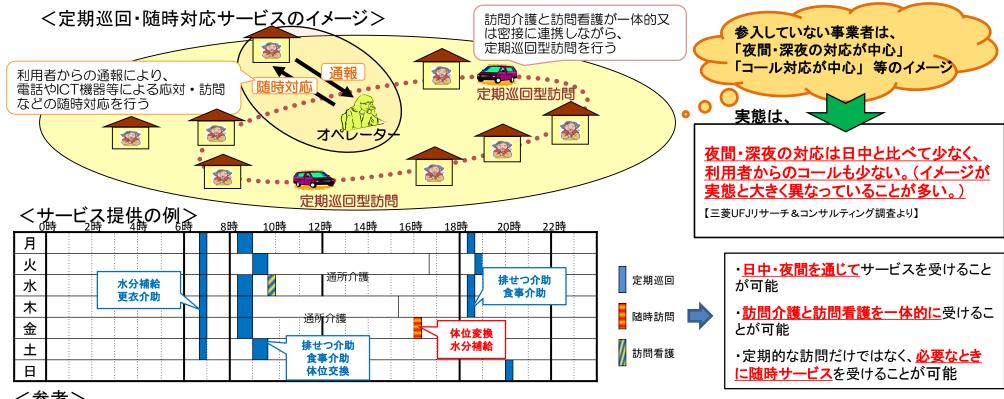
専従の介護支援専門員、その他職員



<出典> 厚生労働省

【参考3】「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、<u>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組</u> みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中·夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回·随時 対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。



く参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者	283保険者	329保険者
(0. 6万人/日)	(1. 2万人/日)	(1. 7万人/日)

2. 社会保障・税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

施設機能の地域展開~施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」~(2)

従来の在宅サービス

出来高払いの介護報酬・利用者負担 ("回転寿司方式")



訪問介護 (身体介護・30分以上1時間未満) (要介護)

405円/1時間

291,600円/月 (24時間×30日)

短期入所生活介護 (併設型・ユニット型個室) (要介護3)

841円/1日

25,230円/月

訪問看護

(要介護) 849円/1時間

> 611,280円/月 (24時間×30日)

通所介護 (小規模型·7時間以上9時間未満) (要介護3)

1,034円/1日

93,060円/月 (24時間×30日)

新しい在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護等
- 複合型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設サービス等

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型共同生活介護

定額払いの介護報酬・利用者負担 ("飲み放題方式")



小規模多機能型居宅介護

【要介護 5】 27,735円/月 【要介護 4】 25,154円/月 【要介護 3】 22,790円/月 【要介護 2】 15,668円/月 【要介護 1】 10,661円/月 介護老人福祉施設

【要介護 5】 27,545円/月 【要介護 4】 25,511円/月 【要介護 3】 23,478円/月 【要介護 2】 21,290円/月 【要介護 1】 19,257円/月

主 利 用 者 負 担 は、介 護 報 酬 の 1 割 に 相 当 す るもの であり、食 費 、居 住 費 等 を 含 ま な い 。

2 多職種協働によるケアマネジメントの充実

多職種協働によるケアマネジメントの充実

介護保険を 『卒業』して 地域活動に 『デビュー』する



「セルフマネジメント(養生)」

高齢者 (介護保険の被保険者) 及びその家族



住み慣れた 環境で 生き生きと 暮らし続ける

介護予防に資する ケアマネジメント

一般高齢者

要支援者



要介護者

在宅生活の限界点を高めるケアマネジメント

在宅サービス

施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員 (ケアマネージャー)

連携



サービス担当者 (医療、介護、予防、日常生活支援等)

多職種協働での支援

保 健 師

社会福祉士

主任介護支援専門員

「生活支援コーディネータ-(地 域 支 え 合 い 推 進 員)

薬剤師等

管理栄養士

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

歯科衛生士

「地域包括支援センター長会議」等

桑名市地域包括支援センター (桑名市の委託を受けた準公的機関)

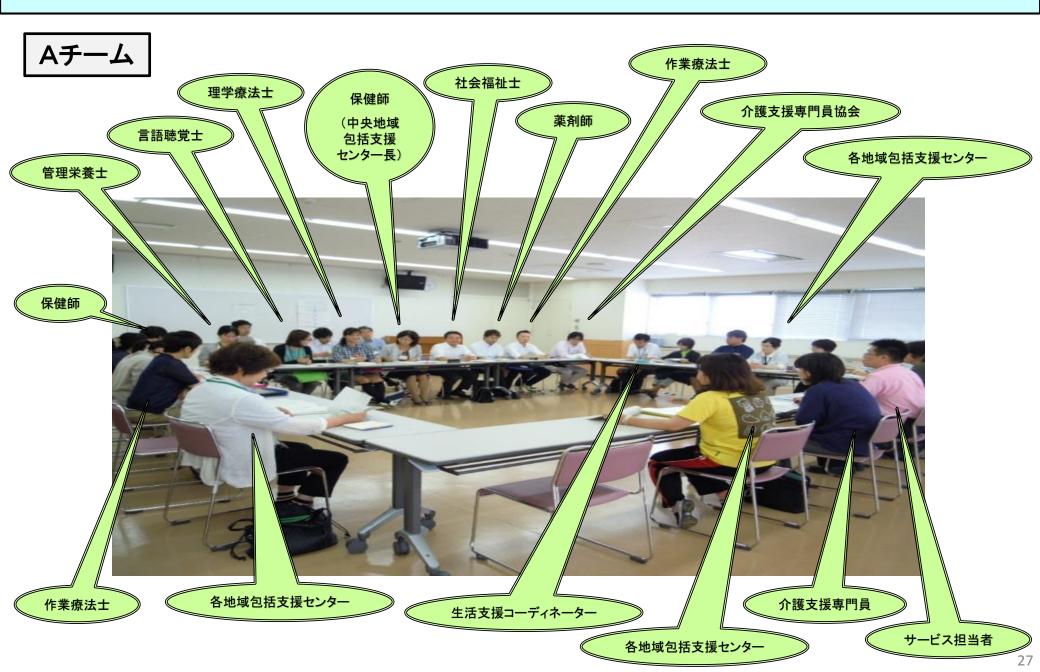




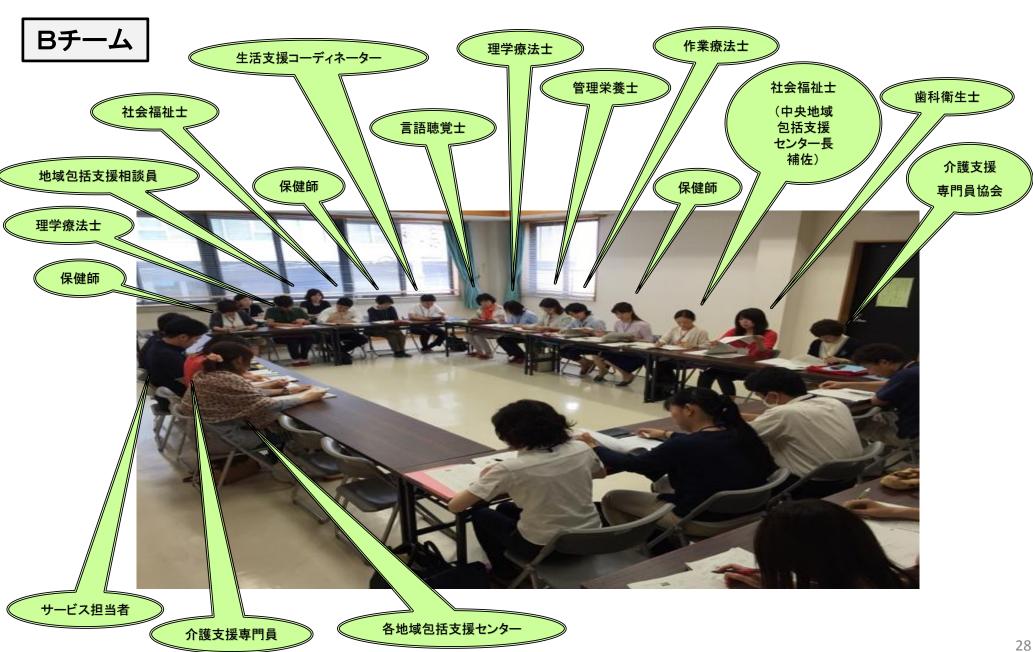
連携

桑名市 (介護保険の保険者)

【参考1-1】「地域生活応援会議」(平成27年6月18日)の模様(1)



【参考1-2】「地域生活応援会議」(平成27年6月18日)の模様(2)



【参考2】「地域生活応援会議」に参加する皆さんに呼び掛けたいこと

① 多職種の視点を積極的に取り入れ、チームでケアマネジメントの「カイゼン」を目指しましょう。



「地域生活応援会議」に提出される介護予防サービス計画等は、 「サービス担当者会議」を経ない素案です。

② 専門職に求められる専門性を発揮し、「エビデンス」に基づいて予後を予測し、「セルフマネジメント(養生)」を働き掛け、「生活機能の向上」の限界点を追求しましょう。



「データヘルス」が求められます。
介護保険の「卒業」は、介護保険の「卒業」先を明確にしない限り、実現されません。

③ ケアマネジメントを通じ、ニーズを掘り起こしてサービスを育成しましょう。



新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込まれる短期集中予防サービスのほか、 通所介護と組み合わされる訪問介護、認知症対応型共同生活介護に先立つ 小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型通所介護等の普及が期待されます。

④ サービスを利用する者のほか、費用を負担する者に対しても、説明責任を果たすため、 サービスの提供方針を具体的に明らかにしましょう。



サービスの提供には、サービスを利用する者によって負担される保険料及び税のほか、 その他の者によって負担される保険料及び税も、投入されます。

⑤ 現場での創意工夫に基づく成果の「見える化」を図りましょう。



今後、介護保険の「卒業」等に関する実績を公表する予定です。

【参考3】「地域生活応援会議」の実績(平成26年10月15日~平成28年6月30日)

(単位:件)

	「地域生活応援会議」開催 延件数) 	うち 1回目(実件数)	うち 2回目以降(延件数)
事例	406	241	165
うち 生活機能の向上に 至ったもの	122	93	29
うち 介護保険の 「卒業」に 至ったもの	40	34	6

(注) 生活機能の向上に至った事例かどうかは、「生活機能評価(アセスメント)」で 事前と事後とを比較することにより、判断される。

<出典>桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

【参考4】桑名市における要介護・要支援認定率の推移(平成12~27年度)



- (注2)各計数は、各年9月30日現在である。
- (注3)平成12~16年度は、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町の合計である。
- <出典>桑名市介護保険事業状況報告

桑名市の「在宅医療・介護連携推進事業」

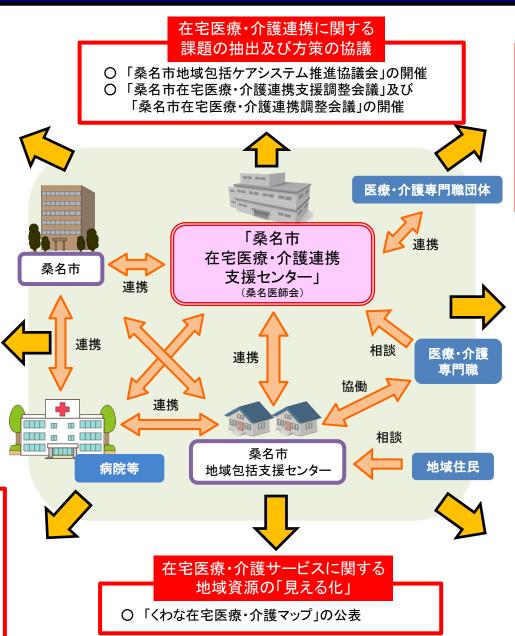
在宅医療・介護連携に関する 桑名市と 近隣の市町村 及び関係の医療機関との 連携

在宅医療・介護連携に関する 在宅医療・介護サービスの 提供体制の整備

- 訪問診療に従事する 医師相互間の連携
- 訪問薬剤管理指導、 訪問看護、 訪問栄養食事指導、 訪問リハビリテーション、 訪問口腔ケア等の指示
- 在宅復帰を支援する 退院調整
- 在宅患者の急変に際しての 一時的な入院
- 〇 病院等の地域連携

在宅医療・介護サービスの 提供に関する情報の共有

- ○「主治医とケアマネージャー (介護支援専門員)の連絡票」の 活用
- ○「地域連携口腔ケアサマリー」の 活用
- 〇「ICT(情報技術)を活用した 「ゆめはまちゃん医療・介護 ネットワーク」の運用



在宅医療・介護連携に関する 医療・介護専門職に対する研修

- 〇 「多職種協働研修会」の開催
- ○「桑名市在宅医療・ケア研究会」 (仮称)の開催
- ○「桑名市地域リハビリテーション 専門職交流会」の開催
- ○「桑名市病院・地域包括支援センター 合同勉強会」の開催

在宅医療・介護連携に関する 相談の受付

- 桑名市地域包括支援センターで 地域住民の相談を受け付けて 在宅医療・介護サービスを紹介。
- 〇「桑名市在宅医療・介護連携 支援センター」で 保健・医療・福祉・介護専門職の 相談を受け付けて 在宅医療・介護サービスを紹介。

在宅医療・介護連携に関する 地域住民に対する普及啓発

- 市民公開シンポジウムの開催
- 〇「地域リハビリテーション活動 支援事業」の活用
- 〇「介護・医療連携調整会議」 又は「運営推進会議」の活用

桑名市の「認知症施策推進事業」

認知症ケアに関する 地域住民に対する普及啓発

- 「認知症市民公開講座」の開催
- 「オレンジカフェ」の開催
- 「介護・医療連携推進会議」 又は「運営推進会議」の活用

認知症ケアに関する 地域資源の「見える化」

○ 地域で標準的な認知症ケアの流れを 日常生活圏域ごとに明らかにする 「認知症ケアパス」に相当する 「くわな認知症安心ナビ」 (「もの忘れ相談医リスト」を含む。)の公表

認知症ケアに関する 医療・介護専門職に対する研修

- 「認知症専門職講演会」の開催
- 「認知症ケア多職種協働研修会」 の開催

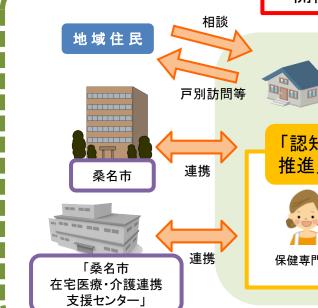






○「桑名市認知症ケア地域連携調整会議」の 開催





桑名市 地域包括支援センター



「認知症初期集中 支援チーム」の設置

連携

連携

紹介

医療•介護専門職

「もの忘れ相談医」

桑名市総合医療センター 「もの忘れ外来」

認知症疾患医療センター

三重大学医学部付属病院 認知症センター

「認知症地域支援 推進員」の配置



保健専門職





福祉専門職





保健専門職 福祉専門職 嘱託医 (桑名医師会)

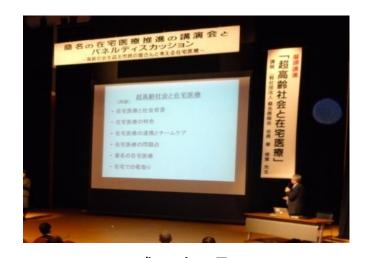




平成25年8月1日 第7回 「桑名市在宅医療及びケア研究会」



桑名医師会 東俊策会長



平成26年2月9日 「桑名の在宅医療推進の 講演会とパネルディスカッション」

3 身近な地域での多様な資源の 「見える化」・創出

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出



桑名市 (専門職等) 桑名市地域包括支援センター 桑名市社会福祉協議会

> 「見える化」 ・創出

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、 シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等 専門職が専門的な サービスの提供に 集中する

> **訪問介護** (専門職)

短期集中予防サービス



心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、 訪問介護員等

通所介護 (専門職)

生活機能の向上

(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を 『卒業』して地域活動に 『デビュー』する



活動



「通いの場」(地域住民)







高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、 自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等 桑名市

桑名市地域包括支援センター 桑名市社会福祉協議会



(専門職等)

「見える化」 ・創出



【参考】地域コミュニティの衰退に関する事例のイメージ

- 〇 高齢者が家族と同居。
- かつては、詩吟教室等を通じて地域交流に参加。



- 〇 その後、知人の入院、入所、通所介護利用等により、 地域交流が断絶。
- 〇 廃用症候群等で要支援1と認定。

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、 調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が 訪問による食事相談、献立相談、 調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが 日常生活圏域の範囲内で 「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の 利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職が アセスメント及びモニタリングに 関与しながら、医療・介護専門職等が 通所による機能回復訓練等と 訪問による生活環境調整等とを 組み合わせて一体的に提供。

従前の介護予防 訪問介護に相当する 訪問型サービス (平成27~29年度) 従前の介護予防 通所介護に相当する 通所型サービス (平成27~29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、 地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される 「通いの場」を対象として、 地域住民を主体として 運営された実績に応じ、 リハビリテーション専門職等を派遣。



「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、 要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の 申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用して「介護予防ケアマネジメント」を 実施。



「エビデンス」に基づく 健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- ○「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づく データ等を活用。
- 〇「桑名ふれあいトーク」、

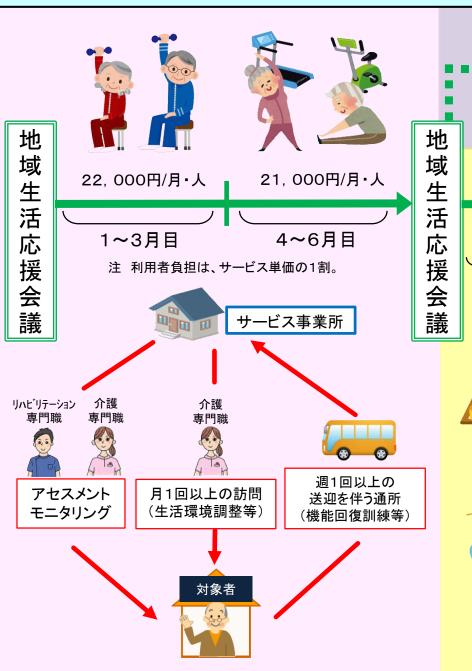
「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」等を実施。

- ○「高齢者サポーター養成講座」、
- 「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 〇「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

【参考】「くらしいきいき教室」のイメージ

趣

農作業



通所介護等の 介護保険を利用

介護保険を「卒業」 地域活動に「デビュー」

6月以上

対象者



通いの場

家

「元気アップ 交付金」

介護予防通所介護 (要支援1) 16,914円/月·人



サービス事業所 18,000円



対象者 2,000円



「介護予防 ケアマネジメント」の 実施機関 3,000円



桑名市の「生活支援体制整備事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

地域住民を主体として 支援を必要とする者を 支援する「サポーター」の 「見える化」・創出





普及啓発

「協議体」の設置

(地区社会福祉協議会等)

「通いの場」 及び「サポーター」が 相互に連携して 活動を展開する ネットワークの醸成





「通いの場」の「見える化」・創出

地域住民を主体として 地域交流の機会を 提供する「通いの場」の 「見える化」・創出



「地域福祉援助」



「コミュニティソーシャルワーク」

普及啓発

高齢者サポーター

民生委員

食生活改善推進員

シルバー人材センター

ボランティアグループ

民間事業者



桑名市社会福祉協議会

「生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員) |の配置



西部 東部

南部

北部東

北部西

「サポーター」及び「通いの場」が 相互に連携して活動を展開するネットワークの醸成 高齢者サポーター

健康推進員

地区社会福祉協議会

自治会・老人クラブ

ボランティアグループ

民間事業者



桑名市 地域包括支援センター

Ⅲ 「地域包括ケアシステム」の 構築に向けた市町村の役割

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(1)

- 地域住民が相互に連携して活動を展開する ネットワークを醸成する「地域マネジメント」
- 〇 基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける 「規範的統合」
- ① 「市町村介護保険事業計画」の策定及び推進 (「マクロ」のレベル)
 - i 地域の実情に応じた介護保険の保険者である市町村としての 期待の明確化
 - ii 地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」
 - iii 保険料負担の増大を抑制する努力の「見える化」
- ② 一定の範囲に属するすべての事例を対象とする「地域ケア会議」の開催(「ミクロ」のレベル)

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割(2)

- 1. 保険者機能の発揮
- 2.「プレーヤー」から「マネージャー」へ (「抱え込み」・「丸投げ」・「御用聞き」から「働き掛け」へ)
- ① 地域保健 (「地区担当制」・「データヘルス」)
- ② 地域福祉 (「コミュニティソーシャルワーク」)
- ③「スクラップ・アンド・ビルド」

3. 人材の育成

- ① 「外を知ることは、中を見ること。」(「イノベーション(革新)」)
- ② 現場と政策との「架け橋」(「ねぎらい」)
- ③「マニュアル」から「ガイドライン」へ(「業務」の処理から「政策」の企画立案及び実施へ)
- 4. 首長のリーダーシップ
- 5. 「縦割り行政」の排除
- ① 医療と介護との連携
- ② 健康増進と介護予防との連携

「桑名市地域包括ケア計画」は、「オール桑名」での「地域包括ケアシステム」の構築に向けた 取組みの集大成です。

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの 姿を描き、市の文化や歴史を イメージしました。

円満に発展し快適で住み良い 桑名市を象徴しています。



桑名市 イメージキャラクター 「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」を PRする夢見るはまぐりの 女の子です。

洋服の三本線は、木曽三川を イメージしています。

今後とも、「桑名市地域包括ケア計画」に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「オール桑名」で一歩一歩着実に取り組み、その成果を桑名市の「ブランド」の一つとして全国に発信するよう、期待します。